

理 由 書

本理由書は、和光都市計画道路の変更及び決定についての理由を示したものです。

I. 和光都市計画区域における位置等

和光都市計画区域は、都心から約20km圏、埼玉県南部に位置しています。また、和光都市計画区域に含まれる土地の区域は、和光市の行政区域の全域です。

【3・4・6号北口駅前線】

本路線は、東武東上線・東京メトロ有楽町線の和光市駅北口の西側を起点とし、都市計画道路3・4・2号宮本清水線へ至る市の中央部を南北に縦断する延長250m、幅員16mの幹線街路です。

なお、本路線には面積約4,500㎡の北口駅前広場が一体的に計画されています。

II. 変更の理由

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を目指し、都市交通の円滑化及び地域の活性化、中心市街地の一体化を図るため、北口駅前広場の位置を変更するとともに、これに接続する幹線街路として3・5・14号和光市駅北口線を定めるものです。

III. 変更内容

名称	延長	車線数	幅員	内容
3・4・6号 北口駅前線	約200m (約250m)	—	16m	・一部区間の廃止 ・一部区域の変更 ・駅前広場の廃止
3・5・14号 和光市駅北口線	約120m	2車線	15m	・路線の新設 ・駅前広場の設置

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

和光都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画を決定・変更する予定です。

- ① 高度地区（和光市決定・変更）
- ② 高度利用地区（和光市決定・新規）
- ③ 防火地域及び準防火地域（和光市決定・変更）
- ④ 第一種市街地再開発事業（和光市決定・新規）
- ⑤ 地区計画（和光市決定・変更）